

佐賀県告示第279号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県告示第166号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
佐賀県職員(学芸員)採用選考試験	<u>〃</u>	<u>〃</u>	略	佐賀県職員(学芸員)採用選考試験	<u>第1次試験不合格者に係る総合得点及び順位</u>	<u>第1次試験合格発表の日から1か月間</u>	略
					<u>第1次試験合格者(第2次試験受験者を除く。)に係る総合得点及び順位</u>	<u>第2次試験の日から1か月間</u>	<u>〃</u>
					<u>第2次試験受験者に係る総合得点及び順位</u>	<u>第2次試験合格発表の日から1か月間</u>	<u>〃</u>
佐賀県職員(文化財保護主事)採用選考試験	<u>〃</u>	<u>〃</u>	略	佐賀県職員(文化財保護主事)採用選考試験	<u>第1次試験不合格者に係る総合得点及び</u>	<u>第1次試験合格発表の日から1か月間</u>	略

改正前				改正後				
						<u>順位</u>		
						<u>第1次試験合格者（第2次試験受験者を除く。）に係る総合得点及び順位</u>	<u>第2次試験の日から1か月間</u>	<u>〃</u>
						<u>第2次試験受験者に係る総合得点及び順位</u>	<u>第2次試験合格発表の日から1か月間</u>	<u>〃</u>
						<u>総合得点及び順位</u>	<u>合格発表の日から1か月間</u>	略
佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿掲載者に対する採用面接	<u>〃</u>	<u>〃</u>	略	佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿掲載者に対する採用面接	<u>〃</u>	<u>〃</u>	略	